

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成30年4月27日
【会社名】	株式会社小僧寿し
【英訳名】	Kozosushi Co.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小林 剛
【本店の所在の場所】	東京都品川区西五反田一丁目3番8号
【電話番号】	03 - 5719 - 6226 (大代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画部室長 毛利 謙久
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区西五反田一丁目3番8号
【電話番号】	03 - 5719 - 6226 (大代表)
【事務連絡者氏名】	経営企画部室長 毛利 謙久
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区兜町2番1号)

## 1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、平成30年4月23日開催の当社取締役会において、当社を株式交換完全親会社とし、株式会社デリズ（以下、「デリズ」といいます。）を株式交換完全子会社とする株式交換を実施することを決定しましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の2の規定に基づき、臨時報告書を提出しておりますが、記載に一部誤りがありましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正内容】

訂正箇所は下線を付して表示しております。

（訂正前）

(1)株式交換の相手会社についての事項

エ 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	資本関係はございません。
人的関係	人的関係はございません。
取引関係	当社とデリズは、商材仕入の取引がございます。

（訂正後）

(1)株式交換の相手会社についての事項

エ 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係	当社はデリズ株式6,000株（発行済株式総数に対する9.23%）を保有しております。
人的関係	人的関係はございません。
取引関係	当社とデリズは、商材仕入の取引がございます。

（訂正前）

(3)株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容、その他の株式交換契約の内容

イ 株式交換に係る割当ての内容

会社名	当社 (完全親会社)	株式会社デリズ (完全子会社)
株式交換比率	1	59.2
割当株数	59,000株	3,493,421株

（注1）株式交換による割当株数

デリズの普通株式1株に対して、当社の普通株式を59.2株割当交付します。

（注2）株式交換により発行する新株式数等

普通株式3,493,421株（平成30年3月31日現在の発行済株式数に占める割合：11.7%）

（注3）単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（100株未満株式）を保有することになるデリズの株主様につきましては、以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

・単元未満株式の買取制度（100株未満の株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対してその保有する単元未満株式の買取を請求することができる制度です。

（注4）1株に満たない端株の取扱い

本株式交換に伴い、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条の規定により、その端数の合計数（その合計数に1に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。）に相当する当社の株式を売却し、その端数に応じてその代金を当該株主に交付します。当社の完全子会社となるデリズの発行する全ての新株予約権については、平成30年5月2日に開催予定のデリズの臨時株主総会において本株式交換契約の承認が得られた場合、本株式交換の効力発生日の前日までに全て放棄される予定です。なお、デリズは新株予約権付社債を発行しておりません。

(訂正後)

(3)株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容、その他の株式交換契約の内容

イ 株式交換に係る割当ての内容

会社名	当社 (完全親会社)	株式会社デリズ (完全子会社)
株式交換比率	1	59.19
割当株数	59,000株	3,493,423株

(注1) 株式交換による割当株数

デリズの普通株式1株に対して、当社の普通株式を59.19株割当交付します。

(注2) 株式交換により発行する新株式数等

普通株式3,493,423株(平成30年3月31日現在の発行済株式数に占める割合:11.7%)

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式(100株未満株式)を保有することになるデリズの株主様につきましては、以下の制度をご利用いただくことができます。なお、金融商品取引所市場において単元未満株式を売却することはできません。

・単元未満株式の買取制度(100株未満の株式の売却)

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対してその保有する単元未満株式の買取を請求することができる制度です。

(注4) 1株に満たない端株の取扱い

本株式交換に伴い、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第234条の規定により、その端数の合計数(その合計数に1に満たない端数がある場合は切り捨てるものとします。)に相当する当社の株式を売却し、その端数に応じてその代金を当該株主に交付します。当社の完全子会社となるデリズの発行する全ての新株予約権については、平成30年5月2日に開催予定のデリズの臨時株主総会において本株式交換契約の承認が得られた場合、本株式交換の効力発生日の前日までに全て放棄される予定です。なお、デリズは新株予約権付社債を発行しておりません。

(注5) 割当てられる株数について

デリズより割当てられる株数は、発行株式総数65,000株より、当社保有株の6,000株をのぞいた59,000株となります。

(訂正前)

#### 株式交換契約書

第2条 甲は、本株式交換に際して発行する普通株式3,493,321株を、効力発生日(第7条に定義する。以下同じ。)の前日の最終の株主名簿に記載又は記録された乙の株主(甲を除く。)に対し、その保有する乙の株式1株につき、甲の株式59株の割合をもって割り当てる。

(訂正後)

#### 株式交換契約書

第2条 甲は、本株式交換に際して発行する普通株式3,493,423株を、効力発生日(第7条に定義する。以下同じ。)の前日の最終の株主名簿に記載又は記録された乙の株主(甲を除く。)に対し、その保有する乙の株式1株につき、甲の株式59.19株の割合をもって割り当てる。